令和3年度

政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告

令和4年6月

「令和3年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の 政策への反映状況に関する報告」のポイント

- 〇 政策評価法 (注) 第 19 条に基づき、毎年、国会に報告
 - (注) 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)

1 各行政機関における政策評価の実施状況

- 令和3年度の政策評価実施件数は、2,227件(令和2年度実績:2,076件)
- 〇 事前評価:838件
 - 公共事業:549件、規制:105件、研究開発:88件 等
- 〇 事後評価:1,389件
 - 目標管理型の政策評価:256件
 - ・ 未着手・未了の事業(公共事業、政府開発援助等)を対象に評価:501件
 - ・ 完了後・終了時の事業等(研究開発、公共事業等)を対象に評価:507件 等
 - (注) 「目標管理型の政策評価」とは、各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価である。

「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後5年経過しても着手していない政策(同法第7条第2項第2号イ)、 政策の決定後10年経過しても完了していない政策(同法第7条第2項第2号ロ)等である。

「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。

2 各行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映

- (2) 事後評価結果の政策への反映状況
 - 〇 目標管理型の政策評価
 - ア 政策への反映状況

これまでの取組を引き続き推進:243件、施策の改善・見直しを実施:12件 等

イ 予算要求への反映状況

予算要求への反映:236件

ウ 事前分析表の変更状況

達成すべき目標を変更:13件、測定指標を変更:90件、達成手段を変更:36件 等

〇 未着手・未了の事業を対象とした政策評価

これまでの取組を引き続き推進:477件、事業の改善・見直しを実施:20件 等

3 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

- 統一性・総合性確保評価(複数行政機関にまたがる政策について直接評価)
 - 「外来種対策の推進」(意見通知)
 - ・ 「不登校・ひきこもりの子供支援」(評価を実施中)

○ 客観性担保評価活動 (客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検) 【公共事業に係る政策評価の点検】

公共事業に係る政策評価の点検については、これまでに主要な事業区分を一巡したことから、令和3年度は、今後の点検活動の在り方の検討等を行い、今後は、国民の関心の高い事業について評価が行われた場合などを中心にチェックし、必要があれば改善を求めることとした。

【規制に係る政策評価の点検】

各行政機関が令和2年度に行った規制に係る政策評価のうち、法律又は政令により新設・改廃される規制を対象とした156件(事前評価117件、事後評価39件)の内容を点検し、その結果を関係する行政機関に通知・公表した。

【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

各行政機関が行った令和 4 年度税制改正要望に係る政策評価 30 件(事前評価 30 件) の内容を点検し、その結果を関係する行政機関及び税制当局に通知・公表した。

4 令和3年度における政策評価の取組

〇 政策評価制度の見直し等について

【デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方の検討】

令和3年11月に発足したデジタル臨時行政調査会の動きを受け、総務省でも、デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方について検討を進めることとし、政策評価審議会において、政策評価制度の見直しなどについて議論。政策の企画立案等のプロセス全体を改善し、政策の意思決定の質を高めていくことを重視する観点から、改革の方向性について検討が行われた。

【エビデンスに基づく政策立案(EBPM)の推進】

政府全体で推進されているEBPM (Evidence-Based Policy Making) について、総務省行政評価局では、以下の取組を実施

- ・ 実証的共同研究を通じて各府省の政策改善を支援。令和 3 年度は、「農山漁村振興 交付金」(農林水産省)及び「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果」(文 部科学省)の二つのテーマを題材として実施するとともに、これまでに得られた知 見を各府省と共有し、EBPMの実践を後押し
- ・ EBPMに関して造詣が深く、かつ、各府省の実情にも通じており、実務的な観点から意見を頂ける有識者を「行政評価局アドバイザー」として委嘱。行政評価局のEBPMの取組についての意見や、各府省の求めに応じた個別の相談に対する助言を通じて、EBPMの実践を後押し

○ 各府省の政策評価担当者等に対する研修について

毎年度実施している政策評価に関する統一研修について、令和3年度は、政策形成・評価におけるEBPMの重要性に鑑み、EBPMの基本的な考え方や理論、その実践方法や具体的な取組事例等に係る講義型研修と、規制の政策評価に関する基本的な内容や評価事例等を参考にした演習型研修をオンライン等により実施した。

はじめに

政策評価制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)が制定され、14年4月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、同法第12条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、同法第19条の規定に基づき、令和3年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、 今回で20回目の報告となる。

本報告では、まず、「I 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「II 令和 3 年度における政策評価の取組」において、令和 3 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

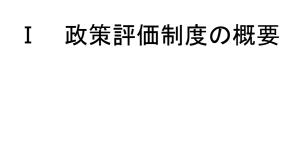
そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和3年度の実施状況等(政府全体の状況)」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

最後に、「IV 政策評価制度に関する主な経緯」において、平成9年度以降の政策評価制度に関する主な経緯を、年度ごとに順を追って記載している。

目 次

I	政策評価制度の概要	
1	政策評価制度の仕組み等	1
2	政策評価の実施時期	5
3	政策評価の方式等	6
Π	令和3年度における政策評価の取組	
1	政策評価制度の見直し等について	7
2	各府省の政策評価担当者等に対する研修について	10
Ш	政策評価等に関する計画、令和3年度の実施状況等(政府全体の状況)	
1	各行政機関が行う政策評価	13
2	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	44
π7	政等証価制度に関する主た終緯	23

- * 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、令和3年度に評価書が公表されたものである。
- * 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r03houkoku-3.html) に掲載している。
- * 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html)において、一元的に閲覧・利用することが可能である。



1 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の導入

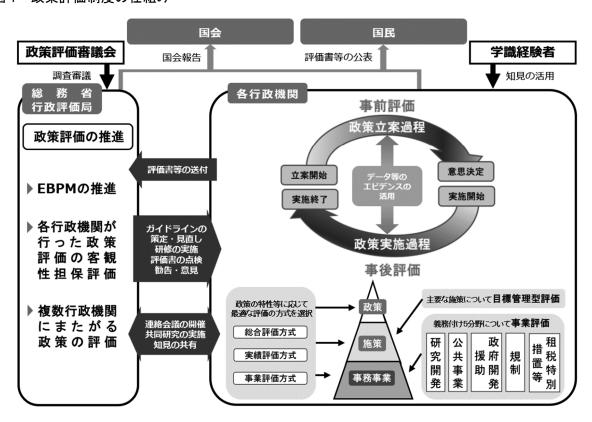
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)が制定され、14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【後記IV (53 ページ以下) 参照】

(2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する 政策について自ら評価を行うことが基本である。また、評価専担組織としての総務 省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことがで きない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない 評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、 これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応 じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切 に反映させなければならないこととされている。

(7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-(1)-ア(13ページ以下)参照】

(イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i)研究開発、ii)公共事業、iii)政府開発援助、iv)規制及びv)租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ-1-(1)-イ-(7)(13ページ以下)参照】

(ウ) 事後評価の実施

行政機関は、上記(ア)で策定した基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を 行わなければならないとされており、政策の決定後において、政策効果を把握 し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれ に基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものである。

【後記Ⅲ-1-(1)-イ-(4)(13ページ以下)参照】

(エ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

(オ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-(3)(20ページ以下)参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行 政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を効果的か つ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、 必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置を採るべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2- (1) (44ページ以下)参照】

(ア) 統一性又は総合性を確保するための評価

2 以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての 統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は2以上の行 政機関の所掌に関係する政策であってその総合的な推進を図る見地から評価 する必要があると認めるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保す るための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ-2-(2)-ア(45ページ以下)参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において、当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において、当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ-2-(2)-イ(49ページ以下)参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の 実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これ を国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

工 政策評価審議会

総務省に設置されている審議会であり、法の規定に基づき、総務大臣は、政策評価に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の策定・変更に当たっては、その案をこの審議会の意見を聴いて作成することとされている。

このほか次に掲げる事項について調査審議すること及びこれらの事項に関し、 総務大臣に意見を述べることをつかさどっている。

- 政策評価に関する基本的事項
- ・ 統一性又は総合性を確保するための評価及び政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項
- 各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視に関する重要事項

(3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価 の取組状況(法施行後の推移)

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の基本方針の改定等を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度及び 19 年度は約 4,000 件となった。

平成 20 年度は約 7,000 件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価(事業採択後一定期間(事業の種類によって 5 年又は 10 年)以上が経過しているものについての評価)の実施時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成 21 年度以降は、国土交通省における上記再評価の実施時期が到来したものが少なかったこと等から、2,000 件台で推移しており、令和 3 年度は 2,227 件となっている。

【後記IV (53ページ以下) 参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14年度以降令和3年度までに、33テーマについて政策の見直しや改善を図る ため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

【後記IV (53ページ以下) 参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、 平成16年度から、従来の評価の実施形式の点検(要件審査)に加え、内容に 係る点検(内容点検)に着手し、政策評価について関係行政機関に対し課題等 を指摘している(22年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」 として取組状況を整理)。

【後記IV (53ページ以下) 参照】

2 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

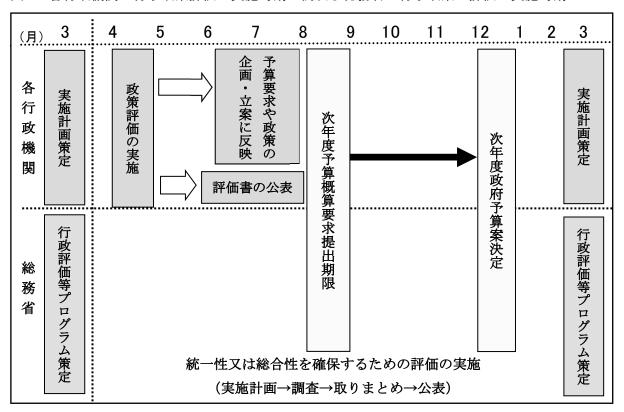
政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限までに多く実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2-(1)(44ページ以下)参照】

図 2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期



3 政策評価の方式等

(1) 評価の三方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

図3 政策評価の代表的な評価方式

	対象	時 点	目的・狙い	方 法
事業評価方式	個々の事務事業 が中心、施策も 対象となる	事前 必要に応じ事後 検証	事業等の採否、選 択等に資する見 地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的・継続 的に実績測 定、目標期間 終了時に達成 度を評価	政策等の不断の 見直しや改善に 資する見地	あります。 ありませい かりませい かりませい かりませい かります。 かります。 かります。 かります。 かります。 はいまする。 といまする。 といまる。 といます。 といまする。 といます。 といまする。 といまする。 といまする。 といまする。 といまする。 といまする。 といまする。 といまする。 といまする。 といまする。 といまする。 といまする。 といます。 といます。 といます。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっ
総合評価方式	特定のテーマ (狭義の政策・ 施策)	事後 一定期間経過 後が中心	問題点を把握し、その原因を分析するなど総合的に評価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価

(2) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価は、いわゆる「施策」レベルの政策を対象として、あらか じめ設定された目標の達成度合いについて評価するものであり、評価方式として は、実績評価方式を用いている。

【後記Ⅲ-1-(2)-イ(18ページ以下)参照】

Ⅱ 令和3年度における政策評価の取組

1 政策評価制度の見直し等について

(1) デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方の検討

政策評価審議会(会長:岡 素之 住友商事株式会社特別顧問。以下「審議会」という。)では、政策評価制度の導入後20年を機に、その在り方について検討を行い、令和3年3月に「政策評価審議会提言」(以下「令和3年提言」という。)を取りまとめ、これに基づき、政策評価の具体的な改善方策等について検討を進めてきた。

こうした中、令和3年11月に、デジタル臨時行政調査会(会長:内閣総理大臣)が発足し、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し、実行していくこととされた。同調査会では、デジタル時代に見合った政策形成・評価の在り方が論点の一つとして掲げられ、行政改革推進会議の下にワーキンググループを設けて検討を進めていくこととされ、総務省でも、これと連携して、審議会において、政策評価制度の見直しなどについて議論を進めることとなった。

審議会では、デジタル技術の発展など社会経済の急速な変化により複雑化・困難化する課題や、新型コロナウイルス感染症対策のように前例がなく予測困難な課題にもスピーディかつ的確に対応できるようにしていくためには、政策形成・評価の在り方を変えていく必要があるとし、令和3年提言を基に検討を深化させ、デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方と、それを踏まえた政策評価制度の改革の方向について検討が行われた。

具体的には、令和3年提言で示された、政策評価書を作成する作業が自己目的化し、 実際に行われている政策の立案や見直し・改善のプロセスにおいて活かされるとい う評価本来の目的にあった位置付けが軽視される向きもあるとの問題提起を踏まえ、 今後は、「評価」だけに着目するのではなく、政策の企画立案等のプロセス全体を 改善し、政策の意思決定の質を高めていくことを重視することとし、

- 変化に対応し、機動的かつ柔軟に政策の見直しが行われるようにするため、政 策形成・評価のプロセスの中で、以下のような取組が行われるようにしていくこ とが重要ではないか。
 - ① 政策の立案段階で、エビデンスに基づき質の高い政策形成が行われる(EBPMの実践)とともに、事後の効果検証や改善等にも留意して、適切に設計が行われること。
 - ② 実施段階では、事前設計に基づき、適時的確に政策効果の把握・検証が行われ、その結果を踏まえて、柔軟に政策の改善等が行われること。
- こうした政策形成・評価のサイクルを効果的に機能させていくためには、政策 評価を、「評価」という別の作業と捉えるのではなく、このような政策の企画立 案等のプロセスと一体として行われる取組と位置付けるべきではないか。
- 政策の効果が適時的確に把握・検証され、柔軟に政策の見直しが行われるよう にしていくため、固定的・画一的な評価プロセスは見直し、政策の特性等を踏ま えた柔軟な評価を推進していくことが必要ではないか。
- 各府省の事務負担軽減や政策形成・評価の質を高める観点から、行政事業レビューやEBPM推進等の取組との一体化を含めた関係の整理・再編について検討することが必要ではないか。

などの改革の方向性について検討が行われた。

総務省は、審議会における検討の結果も踏まえながら、政策評価制度の見直し等 について具体的な検討を進めていくこととしている。

(2) エビデンスに基づく政策立案(EBPM)の推進

我が国の経済社会構造が急速に変化する中で、限られた資源を有効に活用して国 民から信頼される行政を展開するためには、EBPMの推進が重要である。

このため、「統計改革推進会議最終取りまとめ」(平成29年5月19日統計改革 推進会議決定。以下「最終取りまとめ」という。)等に基づき、EBPMの推進体 制を構築し、政府全体で取組を進めている。

総務省行政評価局では、政策形成・評価のプロセスにおけるEBPMの実践を進めていくため、令和3年度において、以下の取組を実施した。

ア 実証的共同研究

最終取りまとめにおいて、EBPMのリーディングケースの提示を目指した実証的共同研究(以下「共同研究」という。)の実施が提言されたことを踏まえ、平成30年度から、各府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各府省と共有し、EBPMの実践を後押しするため、総務省、各府省及び学識経験者が連携して共同研究を実施している。

令和3年度は、「農山漁村振興交付金」及び「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果」の二つを題材として実施した。これらの概要については、以下のとおりである。

なお、これらの結果報告書については、次のホームページ(総務省行政評価局が取り組むEBPM)で公表している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html)

(7) 「農山漁村振興交付金」に関する共同研究の概要

農山漁村振興交付金(以下「本交付金」という。)は、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、その時々の要請に合わせたメニューをそろえ、農山漁村を総合的に支援するものである。そのため、支援対象事業の内容や範囲は様々であり、本交付金全体として統一的な効果把握が困難な状況となっていた。

そこで、本共同研究では、本交付金が農山漁村の活性化等にどのように寄与しているのか等について検証を行った。具体的には、農林業センサスとアンケート調査とを組み合わせた統計分析により、「本交付金の事業実施主体(介入対象者)が主に影響を与える農業集落」と「当該農業集落と類似する介入対象者の影響がない農業集落」との比較分析を行うことで、本交付金の政策効果を定量的に検証するとともに、本交付金に係る農林水産省の担当者や介入対象者へのヒアリング等を通じて、効果に差異を及ぼす可能性があると考えられる要素

等について仮説を設定し、それを分析することで、本交付金の効果を高めるための方策を検討した。

その結果、本交付金の政策効果として、6次産業化に取り組む農業経営体数や雇用のある農業経営体数等が向上することが確認された。また、本交付金の効果を高めるための方策として、事業申請時における事業実施方法の具体化や、事業運用時における地域内外との交流の促進等が考えられることが明らかとなった。

また、EBPMの実践に関して、本交付金のように、介入対象者と課題解決のための変化が生じる必要のある対象(農山漁村)とが異なる場合には、目的達成までのステップを整理することが重要であることや、事業の改善につながる評価・分析を実施するためには、実際の政策運用プロセスや現場の実態からかい離したものにならないよう、実際に政策を運用している職員が現場で実感している課題等を把握した上で調査を設計することが重要であること等の示唆が得られた。

(イ) 「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果」に関する共同研究の概要 グローバル化の進展により、グローバル社会に対応できる教師の育成が重要 となっている。文部科学省が実施している日本人学校等の在外教育施設への教 師の派遣はこうした目的にも資する事業と考えられるが、当該派遣が教師の資 質・能力等の向上にどのように寄与しているかについて必ずしも定量的に明ら かとなっていないため、本共同研究を通じて明らかにすることとした。

具体的には、在外教育施設への派遣経験のある教師及び派遣経験のない教師を対象としたアンケートや、派遣経験のある教師に対する派遣先での具体的な活動内容等に関するヒアリング等を行い、在外教育施設への派遣によってどのような資質・能力等が向上しているのかについて検証した。また、定量的な分析に使用できるデータがない中で確かな結果を導き出すため、調査の設計段階から外部有識者の知見を積極的に活用した。

その結果、派遣経験のある教師は、派遣経験のない教師と比較して、カリキュラム・マネジメント能力及び多文化・多言語環境における指導能力を高めている傾向が確認された。また、派遣中に、生活状況や帰国後に必要な支援について派遣元の教育委員会とコミュニケーションを取っている場合には効果が高まる傾向があることが明らかとなった。一方で、派遣先の文化や習慣に戸惑う経験があると、効果が低くなる傾向がみられた。これらの結果を踏まえ、派遣先の文化や習慣に戸惑う教師に対しては、派遣中に教育委員会とコミュニケーションを取る機会を設け、生活レベルでの不安を軽減することによって派遣の効果が高まる可能性があること等の示唆が得られた。

また、EBPMの実践に関して、調査の設計段階から積極的に外部有識者の知見を活用することがより良いエビデンスを得る上で重要であること、効果検証に使用できるデータを日常的な活動の中で無理なく集められるようにするこ

とで、関係者の負担を軽減しながら質の高い効果検証につなげることができる こと等の示唆が得られた。

イ 行政評価局アドバイザーによる助言

行政評価局では、各府省におけるEBPMの実践を後押しする取組として、 EBPMに関して造詣が深く、かつ、各府省の実情にも通じ、実務的な観点から 意見を頂ける有識者を「行政評価局アドバイザー」として委嘱している(表 1)。 行政評価局アドバイザーには、共同研究に関する有識者会合などを通じて、行政 評価局のEBPMの取組について意見を頂くほか、各府省の求めに応じて、それ らの府省の事務事業等に係るEBPMについてもアドバイスしていただいている。

E	氏名	所属
大屋	雄裕	慶應義塾大学法学部教授
亀井	善太郎	PHP総研主席研究員
		立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授
小林	庸平	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員
富田	誠	東海大学教養学部准教授
南島	和久	龍谷大学政策学部教授

表 1 行政評価局アドバイザー一覧(EBPM関係)

(50 音順。令和 4 年 3 月 31 日現在)

2 各府省の政策評価担当者等に対する研修について

武蔵野大学法学部教授

東京大学社会科学研究所教授

深谷

三輪

健

哲

総務省は、法第 20 条に基づき、政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等 に資するため、各府省や地方公共団体の政策評価担当者等を対象として、政策評価に関 する研修(政策評価に関する統一研修)を毎年度実施しており、令和 3 年度は講義型及 び演習型の研修を実施した。

講義型研修は、オンラインにより講義を配信する形で、これまで地域ごとに開催していた地方研修を本省の中央研修に統合して実施した。研修では、政策形成・評価におけるEBPMの実践の重要性に鑑み、EBPMの基本的な考え方や理論、その実践方法や具体的な取組事例等について講義を行った。

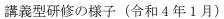
演習型研修は、規制の政策評価に係る研修を2回実施し、そのうち1回は、初めてオンラインにより開催した。研修では、規制の政策評価に関する基本的な内容に関する講義の後、各府省が実施した規制の評価事例等を参考に、参加者が複数のグループに分かれて費用や効果の定量化に取り組むグループワークを実施した。

研修の概要については、次のホームページ(政策評価に関する研修等)で公表している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_forum.html)

図1 令和3年度政策評価に関する統一研修の様子







演習型研修の様子(令和3年12月)

Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和3年度の実施状況等 (政府全体の状況)

1 各行政機関が行う政策評価

(1) 政策評価に関する計画の策定状況

ア 基本計画及び実施計画の計画期間

各行政機関は、法第6条第1項において、基本計画(3年以上5年以下の期間ごと)の策定が義務付けられており、また、法第7条第1項において、実施計画(1年ごと)の策定が義務付けられている。

各行政機関が定める基本計画及び実施計画の計画期間の設定状況については、表1のとおりとなっており、基本計画の計画期間については、5年と定めている機関が20機関、4年と定めている機関が1機関、3年と定めている機関が2機関となっている。また、実施計画の計画期間については、令和3年度の実施計画を定めている全ての機関で、会計年度(4月から翌年の3月まで)としている。

イ 政策評価の実施に関する事項

(7) 事前評価

各行政機関は、基本計画において、法第6条第2項第5号に基づき定める事前評価の対象とする政策について、法第9条等で実施が義務付けられている政策(一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等)のほか、義務付けられていない政策についても事前評価の実施又は実施に努める旨を定めている。

(イ) 事後評価

各行政機関は、毎年定めている実施計画において、法第7条第2項に基づき事後評価の対象とする政策及びその政策ごとの評価方式について定めている。事後評価の対象とする政策は、各行政機関の任務を達成する上で主要な政策として基本計画に掲げる政策、未着手及び未了の政策並びに実施計画の期間内において事後評価の対象としようとする政策である。

(表 1)

⁽注) 各行政機関の計画の策定状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/h youka/seisaku_n/fusyou_keikaku.html) 参照

表1 基本計画及び実施計画の策定状況

基本計画	行政機関名				画期「	間の 設	定状	況		
期間	11 以機関名	平成 29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3年度	4年度	5 年度	6年度	7年度
	内閣府					←				
	宮内庁					← →				
	国家公安委員会· 警察庁					← →				
	個人情報保護委員会					←				
	カジノ管理委員会					←				
	金融庁					←				
	消費者庁					←				
	デジタル庁					\longleftrightarrow				
	復興庁					\longleftrightarrow				
5	総務省					\leftarrow				
年	法務省					←				
Ì	外務省					← →				
Ì	財務省					←				
	文部科学省					← →				
ĺ	厚生労働省					←				
Ì	農林水産省					← →				
	国土交通省					←				
	環境省					← →				
	原子力規制委員会									
	防衛省									
4 年	公正取引委員会									
3	公害等調整委員会									
年	経済産業省									

⁽注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。

^{2 「 」 」}は基本計画の計画期間、「 ◆ → 」は実施計画の計画期間を表す。

(2) 政策評価の実施状況

ア 政策評価の実施件数等

各行政機関において行われた政策評価の実施件数及びその対象とした政策は、表2のとおりとなっており、評価実施件数の合計は2,227件である(令和2年度:2,076件)。これを事前評価、事後評価別にみると図1のとおりとなっており、その内容は以下のとおりである。

(7) 事前評価

事前評価は838件であり、対象別の実施状況は図2のとおりとなっている。 法等で義務付けられている特定5分野の政策(研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。)を対象としたものは833件となっており、上位3分野の件数をみると、公共事業を対象とした評価が最も多く549件、次いで規制を対象とした評価が105件、研究開発を対象とした評価が88件となっている。

(イ) 事後評価

事後評価は 1,389 件であり、対象別の実施状況は図 3 のとおりとなっている。 完了後・終了時の事業等 (注1) (研究開発、公共事業等) を対象としたものが 最も多く 507 件、次いで未着手・未了の事業 (注2) (公共事業、政府開発援助等) を対象としたものが 501 件、一般分野の政策 (注3) を対象とした目標管理型の政 策評価 (注4) (実績評価方式) が 256 件となっている。

(表 2、図 1、図 2、図 3)

- (注) 1 「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。
 - 2 「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後5年経過しても着手していない政策(法第7条第2項第2号 イ)、政策の決定後10年経過しても完了していない政策(法第7条第2項第2号ロ)及び各行政機関が政策 決定から完了までの間に評価を実施した政策である。
 - 3 本報告において、「一般分野の政策」とは、法等において事前評価が義務付けられている特定 5 分野 (研 究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等)を除く政策をいう。
 - 4 「目標管理型の政策評価」とは、各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価である。

表2 政策評価の実施状況	(評価実施件数等)	6件数等)																(単位	江:(件)
				事前評価									事後評価						
	研究開発	公共事業	政府開発 掉用	規制	租税特別 排署等	一般分野		実施	実施中の政策 (末	(未着手・未了)	除く)		未着手・未丁	7	张	完了後・終了即	盐		
行政機関名			18.50		† <u>1</u>		十二	一般 目標管理 型の政策 評価	般分野理 目標管理要以外の政策評価	規制	租税特別措置等	研究開発	公共事業	政府開発 援助	研究開発	公共事業	般分野	十二	4
内閣府	0	0	0	0	12	0	12	2 10	9 (0	1	0	0	0	0	0	0	17	29
宮内庁	0	0	0	0	0	0 (0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0 (0 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	25	0	0 (25	9 9	9	12	0	0	0 (0	0	0	0	18	43
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0 (0	0 9	0	0	0	0	0	0	0	0	5	9
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0 (0 1	0 1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	I
金融庁	0	0	0	9	2	0 6		7 14	1 0	14	0	0	0 (0	0	0	0	28	98
消費者庁	0	0	0	0	0	0 (0 10	0 (1	0	0	0	0	0	0	0	11	11
デジタル庁	0	0	0	0	0	0 (0 0	0 (0	0	0	0 (0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0 (0 1	0 1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2
総務省	3	0	0	11	3	0 8	17	9 2	0 9	0	0	0	0 (0	2	0	0	11	87
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0 (0 0	0 (0	0	0	0 (0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	2		2	2	0	0	0	0 (0	0	0	2	15	17
外務省	0	0	34	3	0	0 (37	<i>L</i> 2	0 2	0	I	0	0 (12	0	0	0	20	29
財務省	0	0	0	0	1	0 1		1 30	0 (0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
文部科学省	6	0	0	4	1	0 1	14	17	0 2	0	0	0	0 (0	0	0	0	17	18
厚生労働省	28	2	0	10	7	0 2	47	7 16	3 1	1	0	0	23	0	335	0	0	376	423
農林水産省	3	187	0	19	2	0 6	211	1 17	0 2	0	8	0	71	0	1	87	0	184	268
経済産業省	12	1	0	8	25	0 9	46	3 26	0 9	<i>L</i>	12	0	1	0	0	0	0	46	76
国土交通省	25	359	0	13	3	3	403	3 44	1 4	44	9	2	392	0	34	42	0	567	026
環境省	0	0	0	<i>L</i>	1	0 1		8 27	0 2	1	I	0	0 (0	0	0	0	29	28
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0 (0	0 9	0	0	0	0	0	0	0	0	5	9
防衛省	8	0	0	0	0	0		8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	6	14
1111	88	549	34	105	22	7	868	256	3 13	78	34	2	487	. 12	375	129	3	1 380	266 6
ī			833)			3	381			501			202		1,000	
このと、月間末年」 ・ (女)	の様式され	一年 6 年 4 4 6	非米申 いっとう	ŧ	(日本に) 単分	1 4 (11)		A . T. T. W	% HH 3/7 /==/	TE-177.5	(一种 中州)	1 1 1 2	P 12 17 41	1		,			

(注) 1 「事前評価」については、法第9条等の規定により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施したものが含まれる(以下表4において同じ。)。また、「事後評価」の「規制」 2 「事前評価」及び「事後評価」の「規制」欄について、一つの評価書で複数の評価が行われている場合は、当該複数の評価を製施件数として計上した(以下表4において同じ。)。また、「事後評価」の「規制」 欄について、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、各行政機関の内訳を合計した数と「計」欄の数は一致しない。

図1 政策評価の実施状況 (事前・事後別評価実施件数)

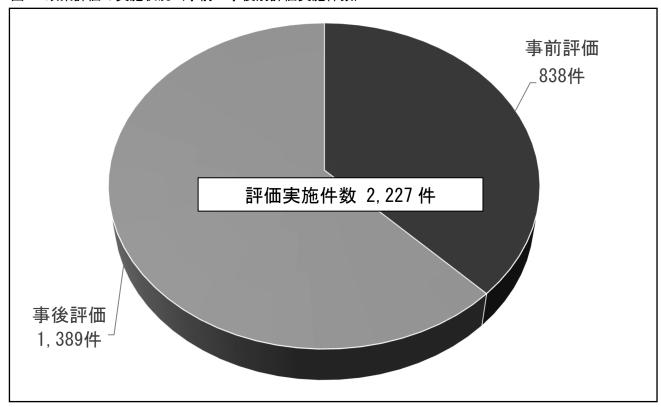


図2 事前評価の対象別の実施状況 (評価実施件数)

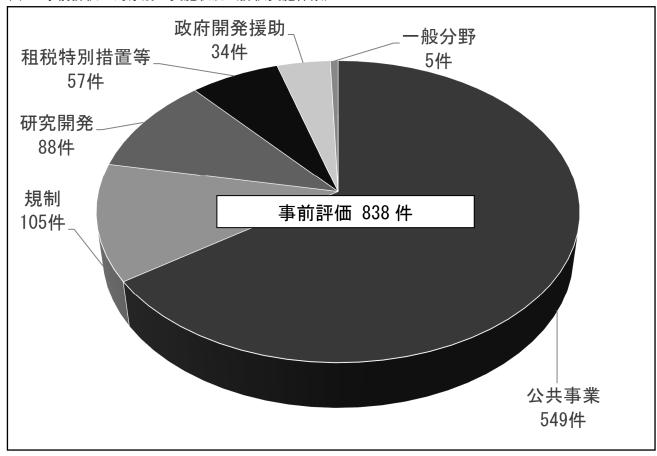
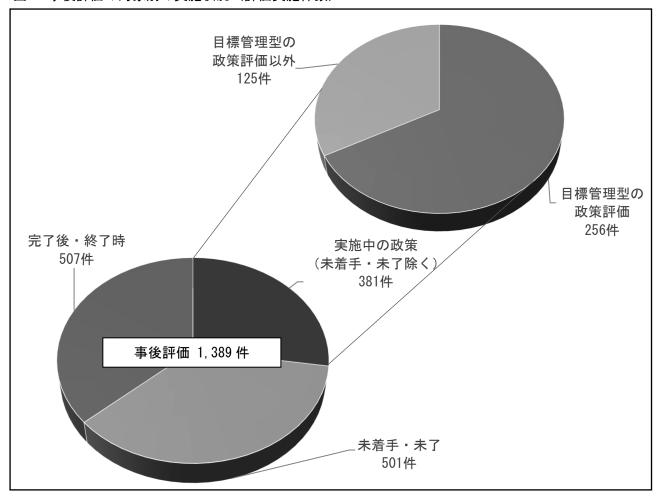


図3 事後評価の対象別の実施状況 (評価実施件数)



イ 目標管理型の政策評価(実績評価方式)の結果

- (ア) 目標管理型の政策評価は、評価対象施策の進捗状況を横断的に分かりやすく把握できるようにするために、各行政機関共通の5区分で目標の達成度合いを明示することとされている(「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)3(1))。
- (イ) 各行政機関において行われた目標管理型の政策評価の合計は256件となっている。共通5区分による評価結果の状況をみると、表3のとおり、「目標超過達成」が2件(0.8%)、「目標達成」が79件(30.9%)、「相当程度進展あり」が149件(58.2%)、「進展が大きくない」が21件(8.2%)、「目標に向かっていない」が5件(2.0%)となっており、「相当程度進展あり」以上の割合は、89.8%となっている。また、全ての評価結果を「相当程度進展あり」以上としている機関は、令和3年度に目標管理型の政策評価を実施している19機関中10機関となっている。

(表 3)

	1					
行政機関名	目標超過 達成	目標達成	相当程度 進展あり	進展が大 きくない	目標に向 かってい ない	計
内閣府	0	5	4	1	0	10
宮内庁	_	_	_	_	_	_
公正取引委員会	0	0	3	0	0	3
国家公安委員会・ 警察庁	0	1	4	1	0	6
個人情報保護委員会	0	3	2	0	0	5
カジノ管理委員会	0	1	0	0	0	1
金融庁	0	6	8	0	0	14
消費者庁	0	6	4	0	0	10
デジタル庁	_	_			_	_
復興庁	0	1	0	0	0	1
総務省	0	3	3	0	0	6
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0
法務省	0	5	4	2	0	11
外務省	0	0	7	0	0	7
財務省	0	18	7	4	1	30
文部科学省	0	3	14	0	0	17
厚生労働省	1	2	9	1	3	16
農林水産省	1	0	14	1	1	17
経済産業省	0	5	20	1	0	26
国土交通省	0	14	21	9	0	44
環境省	0	4	22	1	0	27
原子力規制委員会	0	2	3	0	0	5
防衛省	0	0	0	0	0	0
計	2	79	149	21	5	256
ΙΗ	(0.8%)	(30.9%)	(58. 2%)	(8.2%)	(2.0%)	(100%)

⁽注) 1 宮内庁及びデジタル庁は、令和3年度においては、目標管理型の政策評価の対象となる政策がないため、評価を実施して いない。

² 公害等調整委員会及び防衛省は、令和3年度においては、全施策についてあらかじめ設定した目標等の達成度の実績の測定(モニタリング)を実施しているが、評価は実施していない。 3 ()内の数値は、小数点第二位を四捨五入しているため、合計値は一致しない。

(3) 政策評価の結果の政策への反映状況

ア 政策評価結果を踏まえた予算要求等への反映

各行政機関が行った政策評価結果の政策への反映状況については、表 4 のとおりとなっている。

(7) 事前評価

事前評価が行われた政策については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしており、このうち予算要求に反映したものは、124件となっている。

(イ) 事後評価

事後評価が行われた政策については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが845件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたものが32件、予算要求に反映したものが336件、機構・定員要求に反映したものが69件(機構要求24件、定員要求69件)となっている。

このうち、目標管理型の政策評価(256件)及び未着手・未了の事業(公共事業、政府開発援助等)を対象とした評価(501件)の評価結果の政策への反映状況は、次のとおりである。

i) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが 243 件、評価対象施策の改善・見直しを実施することとしたものが 12 件(重点化等 11 件、一部の廃止、休止又は中止 1 件)、予算要求に反映したものが 236 件となっている。

また、評価結果を踏まえた事前分析表の変更状況をみると、「達成すべき目標」 を変更したものは13件、「測定指標」を変更したものは90件、「達成手段」を 変更したものは36件などとなっている。

ii) 未着手・未了の事業を対象とした評価

未着手・未了の事業を対象とした評価については、これまでの取組を引き続き 推進することとしたものが 477 件、評価対象事業の改善・見直しを実施すること としたものが 20 件、予算要求に反映したものが 92 件となっている。

また、評価対象事業を休止又は中止することとしたものは、表5のとおり、3行 政機関の4事業(公共事業3件、政府開発援助1件)であり、総事業費は約764.9 億円、残事業費は約695.0億円となっている。

なお、法が施行された平成 14 年度から令和 3 年度までの 20 年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表 6 のとおり、合計 329 事業、総事業費の合計は約 5 兆 7,266 (5 兆 6,860) 億円 $^{(注)}$ となっている。

(表 4、表 5、表 6)

⁽注) 平成 28 年度における国土交通省の 1 事業はダム検証を進めるに当たり、A案とB案の二つの案を検討対象としていた。そのため、() 外の数値はA案の場合のもの、() 内の数値はB案の場合のものとなっている。

表4 政府全体の政策評価の結果の政策への反映状況 (事前評価・事後評価)

(事前評価) (単位: 件)

	TIM/							(手匠・圧)
		研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実	施件数	88	549	34	105	57	5	838
政策評 反映状	価の結果の政策への 況	88	549	34	105	57	5	838
予算	算要求への反映	68	16	34	1	0	5	124
機材	講・定員要求への反映	1	0	0	0	0	1	2
	機構要求への反映	1	0	0	0	0	0	1
	定員要求への反映	1	0	0	0	0	1	2

/		実施中	の政策(未	着手・未	了除く)	1. 1/			
		一般分野				未着手・未了の事		完了後・終 了時の事業	
		目標管理 型の政策 評価	目標管理 型以外の 政策評価	規制	租税特別 措置等	業(公共 事業、政 府開発援 助等)	小計	等(研究開発、公共事業等)	合計
評信	西実施件数	256	13	78	34	501	882	507	1, 389
政策評価の結果の政策への 反映状況		256	13	78	34	501	882		/
	これまでの取組を引き続き推進	243	13	78	34	477	845		
	評価対象政策の改善・見直しを 実施	12	0	0	0	20	32		
	評価対象政策の重点化等	11	0	0	0	20	31		
	評価対象政策の一部の廃 止、休止又は中止	1	0	0	0	0	1	j /	/
	評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	4	4	/	
	その他	1	0	0	0	0	1		
予算	算要求への反映	236	7	1	0	92	336		
幾村	構・定員要求への反映	68	1	0	0	0	69	1 /	
	機構要求への反映	24	0	0	0	0	24]/	
	定員要求への反映	68	1	0	0	0	69	/	
事前	前分析表の変更	109							
	達成すべき目標を変更	13							
	測定指標を変更	90							
	達成手段を変更	36							
	その他の変更	11]						
事前	前分析表の変更なし	136	1						
未記	定•検討中等	11							

- (注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。 2 「評価実施件数」のうち「事後評価」の「規制」について、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、表4-1から4-20までを合計した数とは一致しない。 3 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。 4 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。

 - である。

 - である。 5 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。 6 宮内庁、デジタル庁及び公害等調整委員会は、令和3年度の評価対象政策がないため、行政機関別の表は作成していない。 7 各行政機関における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r03houkoku-3.html)参照

表4-1 内閣府の政策評価の結果の政策への反映状況(事前評価・事後評価)

(事前評価) (単位:件)

\ T	<u>דם ניט</u>	ІЩ /							(平位・日)
/			研究開発		政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		0	0	0	0	12	0	12	
政策評価の結果の政策への反 映状況		0	0	0	0	12	0	12	
	予算	要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	機構	・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 規制 目標管理 目標管理 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 10 6 0 0 17 17 1 政策評価の結果の政策への反 10 6 0 0 17 1 映状況 これまでの取組を引き続き推進 9 6 0 0 1 16 評価対象政策の改善・見直しを 1 0 0 0 0 1 実施 評価対象政策の重点化等 1 0 0 0 0 1 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 9 6 0 0 0 15 機構・定員要求への反映 0 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 機構要求への反映 定員要求への反映 0 1 0 0 0 事前分析表の変更 3 0 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 2 達成手段を変更 0 その他の変更 1 事前分析表の変更なし 7 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 201.pdf) 参照

表4-2 公正取引委員会の政策評価の結果の政策への反映状況(事前評価・事後評価)

(事前評価) (単位:件)

(事削)	a十1叫 /							(単位:行)
		研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反 映状況		0	0	0	0	0	0	0
予	算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機	構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 目標管理 目標管理 規制 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 3 0 0 0 0 3 0 3 政策評価の結果の政策への反 3 0 0 0 0 3 映状況 これまでの取組を引き続き推進 3 0 0 0 0 3 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 3 0 0 0 0 3 機構・定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 機構要求への反映 定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 事前分析表の変更 0 0 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 0 達成手段を変更 0 その他の変更 0 事前分析表の変更なし 3 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 202.pdf) 参照

表4-3 国家公安委員会・警察庁の政策評価の結果の政策への反映状況(事前評価・事後評価)

(事前評価) (単位:件)

\ T								(平匹・口)
		研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		0	0	0	25	0	0	25
政策 映状	策評価の結果の政策への反 大況	0	0	0	25	0	0	25
	予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 規制 目標管理 目標管理 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 6 0 12 0 0 18 18 政策評価の結果の政策への反 6 0 12 0 0 18 映状況 これまでの取組を引き続き推進 6 0 12 0 0 18 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 5 0 0 0 0 5 機構・定員要求への反映 1 0 0 0 0 1 0 0 0 0 機構要求への反映 1 1 定員要求への反映 1 0 0 0 0 事前分析表の変更 5 0 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 4 達成手段を変更 2 その他の変更 2 事前分析表の変更なし 1 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 203.pdf) 参照

表4-4 個人情報保護委員会の政策評価の結果の政策への反映状況(事前評価・事後評価)

定員要求への反映

(事前評価) (単位:件) 政府開発 租税特別 研究開発 公共事業 規制 計 般分野 援助 措置等 評価実施件数 政策評価の結果の政策への反 映状況 予算要求への反映 機構・定員要求への反映 機構要求への反映

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 目標管理 目標管理 規制 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 政策評価の結果の政策への反 映状況 これまでの取組を引き続き推進 評価対象政策の改善・見直しを 実施 評価対象政策の重点化等 評価対象政策の一部の廃 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 は中止 その他 予算要求への反映 機構・定員要求への反映 機構要求への反映 定員要求への反映 事前分析表の変更 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 達成手段を変更 その他の変更 事前分析表の変更なし 未定•検討中等

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 204.pdf) 参照

表4-5 カジノ管理委員会の政策評価の結果の政策への反映状況(事前評価・事後評価)

	7		研究開発		政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		0	0	0	0	0	0	0	
	政策評価の結果の政策への反 映状況		0	0	0	0	0	0	0
	予算	要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	機構	・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 目標管理 目標管理 規制 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 0 0 0 0 0 1 1 1 政策評価の結果の政策への反 0 0 0 0 1 1 映状況 これまでの取組を引き続き推進 0 0 0 0 1 1 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 0 0 0 0 1 1 機構・定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 機構要求への反映 定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 事前分析表の変更 1 達成すべき目標を変更 1 測定指標を変更 1 達成手段を変更 0 その他の変更 0 事前分析表の変更なし 0 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 205.pdf) 参照

表4-6 金融庁の政策評価の結果の政策への反映状況(事前評価・事後評価)

\ T	דם נימ	јш /							(平压・口)
			研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		0	0	0	5	2	0	7	
	政策評価の結果の政策への反 映状況		0	0	0	5	2	0	7
	予算	要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	機構	・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 規制 目標管理 目標管理 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 14 0 14 0 0 28 28 政策評価の結果の政策への反 0 0 0 28 14 14 映状況 27 これまでの取組を引き続き推進 13 0 0 0 14 評価対象政策の改善・見直しを 1 0 0 0 0 1 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 1 1 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 11 0 0 0 0 11 機構・定員要求への反映 8 0 0 0 0 8 6 0 0 0 0 機構要求への反映 6 8 定員要求への反映 8 0 0 0 0 事前分析表の変更 7 2 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 7 達成手段を変更 0 その他の変更 0 事前分析表の変更なし 7 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 206.pdf) 参照

表4-7 消費者庁の政策評価の結果の政策への反映状況(事前評価・事後評価)

(尹則)	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I							(単位・円)
		研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反 映状況		0	0	0	0	0	0	0
予算	算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機相	溝・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 規制 目標管理 目標管理 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 10 0 1 0 0 11 11 政策評価の結果の政策への反 10 0 1 0 0 11 映状況 これまでの取組を引き続き推進 10 0 0 0 1 11 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 10 0 1 0 0 11 機構・定員要求への反映 9 0 0 0 0 9 2 0 0 0 0 2 機構要求への反映 9 定員要求への反映 9 0 0 0 0 事前分析表の変更 4 3 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 4 達成手段を変更 4 その他の変更 4 事前分析表の変更なし 6 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 207.pdf) 参照

表4-8 復興庁の政策評価の結果の政策への反映状況(事前評価・事後評価)

T.	研究開発		エトロナ 日日 マシ				i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
1,	91 7 11 11 7 11	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 規制 目標管理 目標管理 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 0 0 0 2 0 2 1 1 政策評価の結果の政策への反 0 0 0 2 1 1 映状況 これまでの取組を引き続き推進 0 0 0 0 1 1 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 1 0 0 0 0 1 予算要求への反映 0 0 0 0 0 0 機構・定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 機構要求への反映 定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 事前分析表の変更 0 0 達成すべき目標を変更 0 測定指標を変更 達成手段を変更 0 その他の変更 0 事前分析表の変更なし 1 未定•検討中等 0

⁽注) 1 事後評価の「政策評価の結果の政策への反映状況」の「その他」は、法律改正により、復興交付金制度が令和2年度で廃止されたため、終了したものである。

² 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/0007 89208.pdf) 参照

表4-9 総務省の政策評価の結果の政策への反映状況(事前評価・事後評価)

	1							(平匹・田)
		研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		3	0	0	11	3	0	17
政策評価の結果の政策への反 映状況		3	0	0	11	3	0	17
予算	算要求への反映	3	0	0	0	0	0	3
機棒	・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 規制 目標管理 目標管理 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 6 0 0 0 0 6 5 11 政策評価の結果の政策への反 6 0 0 0 0 6 映状況 これまでの取組を引き続き推進 6 0 0 0 0 6 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 6 0 0 0 0 6 機構・定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 機構要求への反映 定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 事前分析表の変更 6 0 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 6 達成手段を変更 3 その他の変更 0 事前分析表の変更なし 0 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 209.pdf) 参照

表4-10 法務省の政策評価の結果の政策への反映状況 (事前評価・事後評価)

	1							(平匹・田)
		研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		0	0	0	0	0	2	2
政策評価の結果の政策への反 映状況		0	0	0	0	0	2	2
予算	算要求への反映	0	0	0	0	0	2	2
機構	觜・ 定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 規制 目標管理 目標管理 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 2 0 0 0 13 2 15 11 政策評価の結果の政策への反 2 0 0 0 13 11 映状況 2 これまでの取組を引き続き推進 0 0 0 13 11 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 11 0 0 0 12 1 機構・定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 機構要求への反映 定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 事前分析表の変更 4 0 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 2 達成手段を変更 1 その他の変更 2 事前分析表の変更なし 2 未定•検討中等 5

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 210.pdf) 参照

表4-11 外務省の政策評価の結果の政策への反映状況 (事前評価・事後評価)

			研究開発		政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		0	0	34	3	0	0	37	
	政策評価の結果の政策への反 映状況		0	0	34	3	0	0	37
	予算	要求への反映	0	0	34	1	0	0	35
	機構	・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 規制 目標管理 目標管理 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 7 0 0 20 0 20 1 12 政策評価の結果の政策への反 7 0 0 12 20 1 映状況 7 これまでの取組を引き続き推進 0 0 19 1 11 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 1 1 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 7 0 0 0 12 19 機構・定員要求への反映 7 7 0 0 0 0 5 0 0 0 0 機構要求への反映 5 7 定員要求への反映 7 0 0 0 0 事前分析表の変更 3 達成すべき目標を変更 1 測定指標を変更 2 達成手段を変更 2 その他の変更 0 事前分析表の変更なし 4 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 211.pdf) 参照

表4-12 財務省の政策評価の結果の政策への反映状況 (事前評価・事後評価)

(尹 F	打击作	- 1叫 <i>)</i>							(単位:行)
			研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		0	0	0	0	1	0	1	
	政策評価の結果の政策への反 映状況		0	0	0	0	1	0	1
	予算	要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
,	機構	・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 規制 目標管理 目標管理 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 30 0 0 0 0 30 0 30 政策評価の結果の政策への反 30 0 0 0 0 30 映状況 これまでの取組を引き続き推進 30 0 0 0 0 30 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 18 0 0 0 0 18 機構・定員要求への反映 1 0 0 0 0 1 0 0 0 0 機構要求への反映 1 1 定員要求への反映 1 0 0 0 0 事前分析表の変更 0 0 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 0 達成手段を変更 0 その他の変更 0 事前分析表の変更なし 30 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 212.pdf) 参照

表4-13 文部科学省の政策評価の結果の政策への反映状況(事前評価・事後評価)

/ T 11	<u> </u>	IM /							(単位・円)
			研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		9	0	0	4	1	0	14	
政策評価の結果の政策への反 映状況		9	0	0	4	1	0	14	
3	予算	要求への反映	9	0	0	0	0	0	9
ŧ	機構	・定員要求への反映	1	0	0	0	0	0	1
		機構要求への反映	1	0	0	0	0	0	1
		定員要求への反映	1	0	0	0	0	0	1

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 規制 目標管理 目標管理 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 17 0 0 0 0 17 17 政策評価の結果の政策への反 17 0 0 0 0 17 映状況 これまでの取組を引き続き推進 9 0 0 0 0 9 評価対象政策の改善・見直しを 8 0 0 0 0 8 実施 評価対象政策の重点化等 8 0 0 0 0 8 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 15 0 0 0 0 15 機構・定員要求への反映 8 0 0 0 0 8 3 0 0 0 0 3 機構要求への反映 8 定員要求への反映 8 0 0 0 0 事前分析表の変更 16 5 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 14 達成手段を変更 10 その他の変更 0 事前分析表の変更なし 1 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 213.pdf) 参照

表4-14 厚生労働省の政策評価の結果の政策への反映状況(事前評価・事後評価)

\ T	71 CT	- 四 /							(単位・円)
			研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		28	2	0	10	7	0	47	
	政策評価の結果の政策への反 映状況		28	2	0	10	7	0	47
	予算	要求への反映	28	2	0	0	0	0	30
	機構	・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 規制 目標管理 目標管理 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 16 1 0 23 41 335 376 1 政策評価の結果の政策への反 16 0 1 1 23 41 映状況 これまでの取組を引き続き推進 16 0 39 1 1 21 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 2 2 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 16 0 0 0 0 16 機構・定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 機構要求への反映 定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 事前分析表の変更 11 0 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 11 達成手段を変更 0 その他の変更 2 事前分析表の変更なし 2 未定•検討中等 3

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 214.pdf) 参照

表4-15 農林水産省の政策評価の結果の政策への反映状況(事前評価・事後評価)

\ T	71 CT	-							(事位・円)
			研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数			3	187	0	19	2	0	211
	政策評価の結果の政策への反 映状況		3	187	0	19	2	0	211
	予算	要求への反映	3	6	0	0	0	0	9
	機構	・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 目標管理 目標管理 規制 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 17 0 0 8 96 88 184 71 政策評価の結果の政策への反 17 0 0 8 96 71 映状況 これまでの取組を引き続き推進 15 0 0 8 74 51 評価対象政策の改善・見直しを 2 0 0 0 20 22 実施 評価対象政策の重点化等 1 0 0 0 20 21 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 1 1 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 17 0 0 0 71 88 機構・定員要求への反映 1 0 0 0 0 1 機構要求への反映 0 0 0 0 0 0 定員要求への反映 1 0 0 0 0 事前分析表の変更 11 達成すべき目標を変更 0 測定指標を変更 11 達成手段を変更 0 その他の変更 0 事前分析表の変更なし 3 未定•検討中等 3

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 215.pdf) 参照

表4-16 経済産業省の政策評価の結果の政策への反映状況 (事前評価・事後評価)

\ T	דם נימ	ІЩ /							(平位・日)
/			研究開発		政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		12	1	0	8	25	0	46	
	政策評価の結果の政策への反 映状況		12	1	0	8	25	0	46
	予算	要求への反映	12	1	0	0	0	0	13
	機構	・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 規制 目標管理 目標管理 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 26 0 7 12 46 0 46 1 政策評価の結果の政策への反 7 26 0 12 46 1 映状況 7 これまでの取組を引き続き推進 26 0 12 1 46 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 26 0 0 0 27 1 機構・定員要求への反映 14 0 0 0 0 14 2 0 0 0 0 2 機構要求への反映 定員要求への反映 14 0 0 0 0 14 事前分析表の変更 7 0 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 7 達成手段を変更 0 その他の変更 0 19 事前分析表の変更なし 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 217.pdf) 参照

表4-17 国土交通省の政策評価の結果の政策への反映状況 (事前評価・事後評価)

									(平位・17)
/			研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		25	359	0	13	3	3	403	
政策評価の結果の政策への反 映状況		25	359	0	13	3	3	403	
	予算	要求への反映	5	7	0	0	0	3	15
	機構	・定員要求への反映	0	0	0	0	0	1	1
		機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		定員要求への反映	0	0	0	0	0	1	1

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 規制 目標管理 目標管理 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 4 5 394 491 76 567 44 44 政策評価の結果の政策への反 491 44 4 44 5 394 映状況 これまでの取組を引き続き推進 5 393 44 4 44 490 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 1 1 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 0 0 0 8 52 44 機構・定員要求への反映 2 0 0 0 0 2 0 0 0 0 機構要求への反映 1 1 2 2 定員要求への反映 0 0 0 0 事前分析表の変更 15 達成すべき目標を変更 1 測定指標を変更 3 達成手段を変更 13 その他の変更 0 29 事前分析表の変更なし 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 218.pdf) 参照

表4-18 環境省の政策評価の結果の政策への反映状況(事前評価・事後評価)

(尹刖計仙/									(事位・円)
			研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		0	0	0	7	1	0	8	
政策評価の結果の政策への反 映状況		0	0	0	7	1	0	8	
	予算	要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	機構	・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 目標管理 目標管理 規制 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 27 0 1 0 29 0 29 1 政策評価の結果の政策への反 27 0 1 0 29 1 映状況 27 これまでの取組を引き続き推進 0 0 29 1 1 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 27 0 0 0 0 27 機構・定員要求への反映 11 0 0 0 0 11 2 0 0 0 0 2 機構要求への反映 定員要求への反映 11 0 0 0 0 11 事前分析表の変更 6 0 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 6 達成手段を変更 0 その他の変更 0 事前分析表の変更なし 21 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 220.pdf) 参照

表4-19 原子力規制委員会の政策評価の結果の政策への反映状況 (事前評価・事後評価)

(争削評៕)									(単位:行)
			研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		0	0	0	0	0	0	0	
政策評価の結果の政策への反 映状況		0	0	0	0	0	0	0	
	予算	三要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
	機構	・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 目標管理 目標管理 規制 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 5 0 0 0 0 5 0 5 政策評価の結果の政策への反 5 0 0 0 0 5 映状況 これまでの取組を引き続き推進 5 0 0 0 0 5 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 5 0 0 0 0 5 機構・定員要求への反映 5 0 0 0 0 5 0 0 0 0 0 0 機構要求への反映 5 定員要求への反映 5 0 0 0 0 事前分析表の変更 5 0 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 5 達成手段を変更 1 その他の変更 0 事前分析表の変更なし 0 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 221.pdf) 参照

表4-20 防衛省の政策評価の結果の政策への反映状況 (事前評価・事後評価)

(争削評1曲)									(単位:行)
			研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数		8	0	0	0	0	0	8	
政策評価の結果の政策への反 映状況		8	0	0	0	0	0	8	
	予算	三要求への反映	8	0	0	0	0	0	8
	機構	・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
		定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件) 実施中の政策(未着手・未了除く) 未着手・ 完了後・終 一般分野 未了の事 了時の事業 業(公共 小計 等(研究開 合計 租税特別 事業、政 目標管理 目標管理 規制 発、公共事 措置等 府開発援 型の政策 型以外の 業等) 評価 助等) 政策評価 評価実施件数 0 0 0 5 0 5 1 6 政策評価の結果の政策への反 0 0 0 5 0 5 映状況 これまでの取組を引き続き推進 0 0 0 5 0 5 評価対象政策の改善・見直しを 0 0 0 0 0 0 実施 評価対象政策の重点化等 0 0 0 0 0 0 評価対象政策の一部の廃 0 0 0 0 0 0 止、休止又は中止 評価対象政策を廃止、休止又 0 0 0 0 0 0 は中止 その他 0 0 0 0 0 0 予算要求への反映 0 0 0 0 0 0 機構・定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 機構要求への反映 定員要求への反映 0 0 0 0 0 0 事前分析表の変更 0 0 達成すべき目標を変更 測定指標を変更 0 達成手段を変更 0 その他の変更 0 事前分析表の変更なし 0 未定•検討中等 0

⁽注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000789 222.pdf) 参照

表5 令和3年度に休止又は中止することとした公共事業等

公共事業等名	個別事業名	分類	総事業費	残事業費
外務省1事業				
政府開発援助	ジャワ・スマトラ連系送電 線計画(第二期)(インド ネシア共和国)	中止	629. 1	629. 1
厚生労働省2事業				
水道水源開発等施設整備事	水道水源開発施設整備事業 (埼玉県)	中止	86. 2	28.6
業	湯沢市水道事業(秋田県)	休止	2. 6	0.9
国土交通省1事業				
港湾整備事業(補助事業 等)	佐伯港大入島東地区廃棄物 海面処分場整備事業(大分 県)	中止	47.0	36. 4
合計	4事業	_	764. 9	695.0

表6 公共事業等の休止又は中止事業数及び総事業費

(上段:事業数、下段:総事業費(単位:億円))

衣0 五六事未守	でも大寺のか正久は中正寺未数及の心寺木貝			(工权, ず未效、 权, 心ず未負 (中世, 尼门) /			
年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計	
平成			8		37	45	
14	_	_	(338)	_	(11, 353)	(11, 691)	
15	4	2	1	3	43	53	
15	(505)	(194)	(14)	(1, 217)	(6, 940)	(8, 870)	
16	3	1	3	2	16	25	
10	(481)	(68)	(17)	(1, 430)	(1, 330)	(3, 326)	
17	_	5	13	1	22	41	
17	_	(1, 540)	(238)	(435)	(6, 188)	(8, 401)	
18	_	8	3	4	13	28	
10		(1, 398)	(56)	(685)	(919)	(3, 058)	
19	1	3	4		5	13	
19	(60)	(186)	(59)	_	(324)	(629)	
20		3	4	3	12	22	
20		(722)	(37)	(335)	(1, 722)	(2, 816)	
21	_	2	3	1	8	14	
21		(21)	(49)	(171)	(2, 353)	(2, 594)	
22	1	4	1	_	3	9	
	(159)	(803)	(14)		(5)	(981)	
23	1	_	6	_	10	17	
23	(2)		(211)		(2, 534)	(2, 746)	
24	_	4	2	_	15	21	
24		(145)	(122)		(4, 468)	(4, 735)	

	1	1	2		10	14
25	(195)	(6)	(75)	_	(2, 307)	(2, 583)
	(===/	5	(1-7)		1	6
26	_	(460)	_	_	(-)	(460)
		4	1		3	8
27	_		(27)	_	(923)	
		(251)	(21)			(1, 201)
	1				1	2
28	(10)	_	_	_	A案: 1,717	(1, 727)
					B案: 1,311	<1,321>
29	_	_	_	_	_	_
	1	1				2
30	(18)	(24)	_	_	_	(42)
令和	2	2				4
令和 元	(208)	(64)	_	_	_	(271)
_	1					1
2	(370)	_	_	_	_	(370)
	1	2			1	4
3	(629)	(89)	_	_	(47)	(765)
	17	47	51	14	200	329
合計	(2, 637)	(5, 971)	(1, 257)	(4, 273)	(43, 130)	(57, 266)
					<42, 724>	<56, 860>

⁽注) 1 総事業費は、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄(右欄)に記載され た金額は一致しない場合がある。

² 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額としている。 3 平成25年度における国土交通省の10事業のうち1事業は、事業全体の一部(整備計画区間から既成区間を除いた区間)が評価対象であるが、 総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。

総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。
4 平成26年度における国土交通省の1事業は、実施計画調査段階であり、事業の具体的な内容の検討を行っていた状況であり、総事業費については未定であったことから、総事業費は計上していない。
5 平成28年度における国土交通省の1事業は、ダム検証を進めるに当たり、現在保有している技術情報等の範囲内で、渇水対策容量をダムで確保する案(A案)及び渇水対策容量を近隣の湖で確保する案(B案)について、ダム諸元の設定を行い、当該二つの案を検討対象としていることから、本表においても2案における総事業費を記載している。
6 合計欄における()内の数値は、平成28年度における国土交通省の1事業がA案の場合のものであり、< >内の数値は、B案の場合の

ものである。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(1) 政策の評価に関する計画

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、i)各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う(第 1 項)とともに、ii)各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う(第 2 項)ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされ、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、令和3年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画を、以下のとおり定め、「令和3年度行政評価等プログラム」に掲載し、法第12条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている(表7)。

表7 総務省が行う政策の評価に関する計画

衣/ 総列		、東の評価に関する計画
計画の	① 評価の	○ 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指
主な規	実施に関	す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確
定内容	する基本	保する必要のある政策について積極的に実施する。
	的な方針	また、証拠に基づく政策立案(EBPM)推進のための政策効果の把握・分析手
		法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保する
		ための評価の充実・強化を図る。
		○ 政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。
		① 各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地
		調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。
		② 各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結
		果を通知し、公表する。また、政策評価の改善方策の検討状況も踏まえつつ、
		点検の一段の見直し・改善に向けた検討を行う。
	② 令和 3	○ 統一性又は総合性を確保するための評価
	年度から	ア 令和3年度から実施
	5 年度ま	・ 不登校・ひきこもりの子供支援
	での3か	イ 調査の具体化を検討
	年に実施	・ 生活エリアにおける交通安全対策
	する評価	
	のテーマ	
	③ 評価の	○ 評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向
	実施に関	上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や
	する重要	分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。
	事項	○ 勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状
		況と政策効果を十分に確認する。
		○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(平成22年5月28日政
		策評価各府省連絡会議了承)を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報
		を公表する。

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、令和4年度以降の3年間で実施する予定の政策の評価のテーマ等については、「令和4年度行政評価等プログラム」に掲載し、公表している。また、これらについては、次のホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、令和3年度において、統一性又は総合性を確保するための評価を2 テーマ実施した。

このうち、「外来種対策の推進」については、評価書を作成し、意見を付して関係行政機関の長に送付するとともに公表した(表8)。

また、令和2年度に評価結果を取りまとめた「死因究明等の推進」については、 評価結果の政策への反映状況が総務省に報告されている(表9)。

そのほか、「不登校・ひきこもりの子供支援」については、評価を実施中である (表 10)。

表8 評価結果を取りまとめ、公表したテーマ等

テーマ名	(意見通知・公表日:令和4年2月 15 日)
- 7 <i>8</i>	外来種対策の推進に関する政策評価(総合性確保評価)

関係行政機関 | 環境省

〇 評価の観点

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。)、「生物多様性国家戦略 2012-2020」(平成 24 年 9 月 28 日閣議決定)及び「外来種被害防止行動計画」(平成 27 年 3 月 26 日環境省、農林水産省及び国土交通省)により取り組まれている外来種対策の推進に関する施策等について、関係行政機関等における各種取組の実施状況を明らかにするとともに、当該取組の効果を検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施

〇 評価の結果の概要

(1) 定着予防外来種(ヒアリ)

現場においては、地方公共団体において関係機関との連絡体制等、実際の防除に役立つ取決めが進んでいないところもあり、環境省が各地で具体的に働きかけるなどして、連絡体制等の取決めを促している活動もみられなかった。環境省が定める調査・防除の方針に則して防除の現場で対策が的確に講じられるために、このような状況で十分かどうかの評価・検証が求められる。

今般のヒアリの防除対策については、ヒアリの防除の成否だけでなく、今後の外来 種の水際対策における実際のオペレーションやそのための取決めの在り方を進化さ せることに役立てる目的で、検証や評価を行うことが必要であると考える。

(2) 総合対策外来種(アライグマ)

環境省は、地方公共団体において捕獲等の防除活動が効果的に実施できるよう、各地域におけるアライグマの生息分布状況など必要な情報の提供について、現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方について検討することが必要と考える。

外来生物対策としてのアライグマへの取組においては、その「優先的な防除」が実現すれば、捕獲の根拠法が何であるかを問うものではないとも考えられる。「アライグマの防除」という目的のために、外来生物法に基づく防除と、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく捕獲の二つの仕組みが用意されている現状を踏まえれば、それぞれの効果、メリット・デメリットなどを整理して、評価し、二つの仕組みが相互に補い合い、防除の取組がより効果的に行われるよう、総合的な取組の方針を市町村に示すなど、実務における適切な手段の選択を支援する取組が有用であり検討すべきであると考える。

(3) 総合対策外来種(オオキンケイギク)

国(環境省)として、国以外の主体による防除を進める立場に立つのであれば、それらの主体の判断が促されるように行動する必要がある。少なくとも、個々の主体が、自ら積極的に防除に取り組む意欲が生ずるように、国全体の取組の中での位置付けを認識できるようにする必要がある。国は、現在の取組についての評価やこれまでに達

成できている成果を示す情報を提供していくべきである。

観賞用や緑化用に導入され、既に広範に分布・生育しているとみられるオオキンケイギクについて、取引や栽培等の規制等の行政コストまでかけた対策を採る以上、コストに見合った成果が示されなければならないと考える。そして、その成果が、現状では明確でないか、「根絶」等の究極のもののみで、そこに至る道筋が見えない状況になってしまっていることは、問題点として指摘できる。これでは、外来種対策において用意されている各種対策が、オオキンケイギクについて、問題なく、あるいは効果的・効率的に成果を上げているかといった判断材料も得られず、政策立案担当者によるPDCAが回らない。また、協働のパートナーとなるべき地方公共団体等とも認識を共有できないことから、その面での取組の発展も期待し難い。

環境省は、このような問題点に対応し、外来種対策の中でのオオキンケイギク対策の位置付けの考え方を示し、当該位置付けにふさわしい目標設定、情報提供を行うべきである。

(4) 産業管理外来種(セイヨウオオマルハナバチ)

「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」(平成29年4月環境省及び農林水産省)では、現状と代替種利用に関する課題を整理し、今後の方針、対策を示しているが、セイヨウオオマルハナバチに採られている様々な外来種対策の現状について、国が全体をどう評価し、課題を把握し、それに対し今後どのような方針で臨むのかを示す資料は見当たらない。このため、多様な立場の関係者が自ら主体的に取組を考える材料は不足している。

国(環境省)は、それら多様な主体の判断が促されるように行動する必要がある。 少なくとも、個々の主体が、自ら積極的に取り組む意欲が生ずるように、国全体の取 組の中での位置付けを認識できるようにする必要がある。国は、現在の取組について の評価やこれまでに達成できている成果を示す情報を提供していくべきである。

(5) 外来種対策の評価の課題

現場の取組や具体的な活動に取り組む国以外の主体にとって、判断に有用な情報は、外来種対策の個別性や多様性などに対応したものと考えられる。例えば、地方公共団体が、当面「有効性の高い、分布拡大の防止、局所的な根絶、低密度化」のいずれかを目指すべきといったところで、そもそも、当該地方公共団体が単独で特定の種の分布状況の把握に取り組む契機は乏しい。有効性の判断も、特定の種に関する分布情報等なくしては不可能である。今回の調査で現場から、例えばアライグマについて「何頭捕獲すれば効果的なのかが判断できない」といった意見が聴かれたことからも、現在、国が十分に必要な政策の現状・評価に関する情報を提供できているかどうかは疑問であり、外来種対策という政策の展開のためのPDCAに必要な情報の提供は十分でないと言わざるを得ない。

政策評価は、政策効果の把握と評価を行い、公表して政府の活動について国民に対して説明するとともに、その結果を対象とした政策に適切に反映させる、すなわち、政策の改善や効率的運用につなげることを目的として、政策を担当する行政機関が行うものである。外来種対策の展開に必要な情報を提供していくためには、この政策評価を活用していくことが考えられるが、環境省における政策評価の取組の現状は、一部の外来種について数値目標を掲げて個別の評価を行うにとどまり、国全体の取組の現状についての評価に関する情報が提供されているとは言い難い。

一方で、中央環境審議会においては、外来種対策全体について審議が行われ、答申の形で一定の現状認識と今後の取組の方向が示されており、外来種対策に焦点を絞る限り、同審議会の審議・答申の方が、政策評価が果たすべき役割を果たしていると言える。

したがって、環境省には、政策評価を含め、外来種対策のPDCAを適切に回していくための方策の在り方について検討することを求める。

⁽注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 16 条第 2 項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

² 詳細は、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_040215000154938.html)参照

表9 評価の結果の政策への反映状況等

テーマ名 死因究明等の推進に関する政策評価(総合性確保評価)

(意見通知・公表日:令和3年3月12日)

関係行政機関

国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

〇 評価の観点

死因究明等の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

〇 評価の結果の概要

平成26年に閣議決定された「死因究明等推進計画」の重点的施策の進捗状況は、関係府省ごとの取組内容の記載にとどまっており、当該計画策定により期待される効果の観点から、どの程度の成果が上がっているのか、全体として評価できるものとはなっていない。また、多くの都道府県において、地方の状況に応じた施策を検討するものと期待された死因究明等推進協議会(死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号。以下「基本法」という。)上の名称は「死因究明等推進地方協議会」。以下「地方協議会」という。)が、実効性ある議論の場として活用されていない実態が認められることから、その効果は限定的とみられる。

意見

推進施策の具体化及び実 施状況の検証・評価

関係府省は、連携して、 死因究明等の推進に資する 取組の促進を図るため、評 価の結果において示した課 題及び方向性について、死 因究明等が重要な公益性を 有するものとして位置付け られること、実施体制の強 化及び人材の育成・資質の 向上の観点から、厚生労働 省に置かれた死因究明等推 進計画検討会等における議 論や、新たな死因究明等推 進計画策定後における各施 策の具体的な実行過程を通 じて、国として推進すべき 施策の具体化を図るととも に、基本法の枠組みによっ て、死因究明等推進本部等 がこれら施策の実施状況を 検証・評価することが重要 である。

なお、その際には、薬物 及び毒物に係る検査実施体 制等、上記以外の課題に関 する本評価結果も踏まえて 検討することが期待され る。

(国家公安委員会·警察庁、 法務省、文部科学省、厚生 労働省、国土交通省)

政策への反映状況

(厚生労働省死因究明等推進本部)

- 意見を踏まえ、厚生労働省死因究明等推進本部(本部長: 厚生労働大臣)において、死因究明等推進計画の案を作成 し、令和3年6月1日に「死因究明等推進計画」が閣議決 定された。現在、同計画に基づき、関係省庁と連携し、死 因究明等に関する施策を総合的に推進している。
- 同計画では、到達すべき水準として、死因究明等が重要な公益性を有するものとして位置付けられること、必要な死因究明等が実現される体制の整備等を掲げ、死因究明等推進計画検討会における議論も踏まえ、各省庁が取り組む施策を具体化している。
- 今後、少なくとも毎年1回、厚生労働省において、同計画に掲げられた各施策のフォローアップを行い、施策の具体的な実施状況を把握した上で、関係省庁の協力を得て、必要な改善方策を検討する機会を設ける予定である。
- さらに、同計画は3年に1度見直すこととされていることから、上記フォローアップの結果等を踏まえ、今後、厚生労働省死因究明等推進本部において、検証・評価を行い、見直しに向けた検討を行う予定である(基本法第19条第7項)。

(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

○ 死因究明等推進計画の案の作成に当たっては、厚生労働省死因究明等推進本部の下に、法医学者、法歯科医学者、刑事法学者、弁護士等多方面の有識者により構成された、死因究明等推進計画検討会が開催された。同検討会において、現状の課題や死因究明等推進計画に盛り込むべき施策等について、関係省庁を交えて様々な検討が行われ、死因究明等の推進に関する具体的施策が同計画に盛り込まれた。

地方協議会等における議 論の活性化のための環境整

関係府省は、地方協議会 等が、死因究明等に係る課 題の解決に向けて、現場の 実態を踏まえたより効果的 な施策展開ができる場とな るよう、少なくとも基本的 施策ごとに把握すべきデー タを提示するなど、各都道 府県の実情に応じて優先的 に取り組むべき課題や施策 について議論できるような 環境を整えることが適当で ある。

(国家公安委員会・警察庁、 法務省、文部科学省、厚生 労働省、国土交通省)

(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働 省、国土交通省)

- 厚生労働省は、国及び地方公共団体が、大学法医学教室、 監察医務機関、都道府県警察、海上保安本部その他の死因 究明等の実務の主体となる機関の実態を踏まえて効果的 に施策を推進するとともに、施策に関する定量的な目標設 定を行うための基礎的なデータを得ることを目的として、 関係省庁の協力を得て、令和4年1月から、これら機関の 体制や実績等について調査を行っている。 令和 4 年中に、 調査結果を取りまとめ、各都道府県と共有するほか、本調 査結果を踏まえ、地方協議会等の機会を通じて、地域にお ける死因究明等の推進に向けた議論が活性化するよう支 援していく予定である。
- 警察庁は、令和4年3月に発出した「死因究明等推進地 方協議会への情報提供等について(通達)」(令和4年3 月11日付け警察庁丁捜一発第28号警察庁刑事局捜査第一 課長通達)により、都道府県警察に対して、地方協議会に おける死因究明等に関する議論に資するよう、警察取扱死 体の年齢別等の内訳を提供するよう指示した。
- 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行 政機関を記載した。
 - 2 「政策への反映状況」は、意見通知・公表日(令和3年3月12日)以降、令和4年3月末現在まで に関係行政機関が採った措置である。
 - 3 詳細は、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/000813025.pdf) 参照

表10 評価を実施中のテーマ

テーマ名 評価計画の概要 不登校・ひき <目的> こもりの子供 ○ 我が国において、30日以上登校していない不登校児童生徒数は、近年 支援に関する 増加傾向にあるほか、そのうち過半数は、90 日以上の長期間欠席してい る者となっている。中には、習い事に通ったり、友達と交流したりといっ 政策評価(総 た外部との接触もなくなっているひきこもり状態の者も一部いると考え 合性確保評 価) られる。これらの不登校児童生徒には、個々の状況に応じた対応が必要で ある。 ○ 国は、児童生徒が抱える課題の早期発見・早期対応につながる効果的 な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとし ている。また、国の指針では、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要 な支援をし、支援に際しては登校という結果のみを目標にするのではな いとする基本的な考え方が示されている。 ○ 以上のような状況を踏まえ、不登校・ひきこもりの子供支援に関する 政策について、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を検討・実施す る取組が、総体としてどの程度効果を上げているかとの総合的な観点か ら評価を行い、関係行政の改善に資するために実施するものである。 <調査等対象機関> 内閣府、文部科学省、厚生労働省、市区町村(教育委員会を含む。)、関係 団体等

行政評価等計画の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main sosiki/hyouka/hyouka _kansi_n/keikaku.html) 参照

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、令和3年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表11のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表 11 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

令和3年度における点検活動の実施状況

【公共事業に係る政策評価の点検】

〇 目的

公共事業に係る政策評価の点検は、公共事業を所管する各行政機関とは異なる評価専担組織としての立場から、各行政機関が行った公共事業に係る政策評価について点検し、評価の運用や内容の見直しが必要な場合には、各行政機関に改善を求めることで、政策評価の客観性などを確保することを目的とするものである。

〇 点検活動の概要等

公共事業に係る政策評価の点検については、これまでに主要な事業区分を一巡したことから、作業の合理化という観点も踏まえ、令和3年度は、各行政機関の評価情報の収集・提供や、今後の点検活動の在り方の検討等を行い、横断的な点検は実施しなかった。

公共事業評価ワーキング・グループでの議論も踏まえ、今後の点検活動の在り方を検討した結果、各行政機関が実施した公共事業評価の客観性を担保するため、例えば、同ワーキング・グループ等有識者の知見を活用するなどし、①国民の関心の高い事業について評価が行われた場合や、②評価マニュアルの改定等により、これまでに点検していない新たな評価手法による評価が行われたような場合などを中心にチェックを行い、必要があれば改善を求めることとした。

なお、令和2年度の点検(令和3年3月10日通知・公表)における指摘に対する関係 行政機関の対応状況は、以下のとおりである。

- ・ 評価の運用の改善に関する指摘6件のうち、評価すべき事項が記載されていなかった ものなど5件が対応済みであり、1件が対応中
- 評価のやり直しに関する指摘2件については、全てが対応済み
- (注) 1 公共事業評価ワーキング・グループは、公共事業に係る政策評価の改善方策等に関する事項を審議するため、 政策評価審議会政策評価制度部会に設置されているもの
 - 2 令和 2 年度の点検結果のフォローアップ状況 (令和 4 年 3 月 8 日公表) の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/000797997.pdf) 参照

なお、対応済みとなった計7件のうち1件は、公表時点では「令和3年度中に対応予定」としていたが、3年 度末までに対応済みとなったもの

【規制に係る政策評価の点検】

目的

規制に係る政策評価の点検は、各行政機関における規制の政策評価の実施状況を把握し、改善に向けた具体的な手法の提示や推奨事例の横展開による評価レベルの向上を図るとともに、規制の政策評価の更なる改善に向けた検討に資することを目的に実施するものである。

〇 点検活動の概要

法律又は政令により新設・改廃される規制に関し、各行政機関が令和2年度に実施した規制の政策評価は156件(事前評価117件、事後評価39件)であり、これらについて点検を実施し、令和4年3月31日に点検結果を各行政機関に通知し、公表した。

〇 点検結果の概要

「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承。平成 29 年 7 月 28 日一部改正)を踏まえ、規制の政策評価を行う際に重点的に取り組むべき項目(費用及び効果の定量化等)の実施状況を中心に点検を行った結果、

事前評価において遵守費用が定量化されているものは 117 件中 32 件であるなど、引き続き費用や効果が定量化されていないものも多くみられたことから、個別事案について定量化するための手法等を指摘するとともに、定量化されているものを推奨事例として横展開した。

また、政策のよって立つ論理を明確に説明するために必要な「課題」、「課題の発生原因」、「非規制手段との比較」及び「他の規制手段との比較」の記載状況について確認した結果、所要の記述がされていないものがいまだ相当数みられた。

(主な指摘事項)

- ・ 発生すると考えられる費用項目や試算方法を具体的に提示し、費用及び効果を推計するよう指摘するとともに、費用の検証のために事業者等に積極的にヒアリングを行うことを求めた。特に遵守費用については、定量化できない場合にはその理由を詳しく説明することを求めた。
- ・ 政策のよって立つ論理を明確に説明するため、規制の導入前に生じている支障及びその発生原因を明確に記載すること、規制以外の手段や他の規制手段によるメリット・デメリットなどを明らかにし、当該規制手段を選択することの妥当性を説明することを求めた。
- ・ 規制の検討段階等において、定量化した費用や効果といった事前評価の内容の活用を 図ることを求めた。
- ・ 事前評価書において、事後評価時に使用する指標(効果だけでなく、発生した遵守費 用や行政費用も把握可能な指標)を列挙し、把握する方法とともに明示することを求め た。
- (注) 規制に係る政策評価の点検結果の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/000805697.pdf) 参照

【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

〇 目的

租税特別措置等に係る政策評価の点検は、毎年度の税制改正要望の際に各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施することで、税制改正作業に対し有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たすことを目的としている。

〇 点検活動の概要

令和3年度は、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に関係する租税特別措置等に係る事前評価30件(7行政機関)を点検し、令和3年11月25日にその結果を各行政機関及び税制当局に通知・公表した。

点検に当たっては、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。平成25年8月5日一部改正)において評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」及び「相当性」に重点を置き、点検項目として「達成目標」、「過去の適用数」、「将来の適用数」、「将来の効果」及び「他の政策手段」を設定した。

点検は、政府全体で進められているEBPMの取組も踏まえ、各項目について、適切な 論理関係及び客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分 析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補 足説明を求め、それでも改善がみられなかった場合、その点を課題として指摘することと した。

〇 点検結果の概要

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、各項目について分析・説明の内容に改善がみられたが、「達成目標」、「過去の効果」及び「将来の効果」の分析・説明は十分とは言い難い状況にあった。

また、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていないものの割合を点検項目別

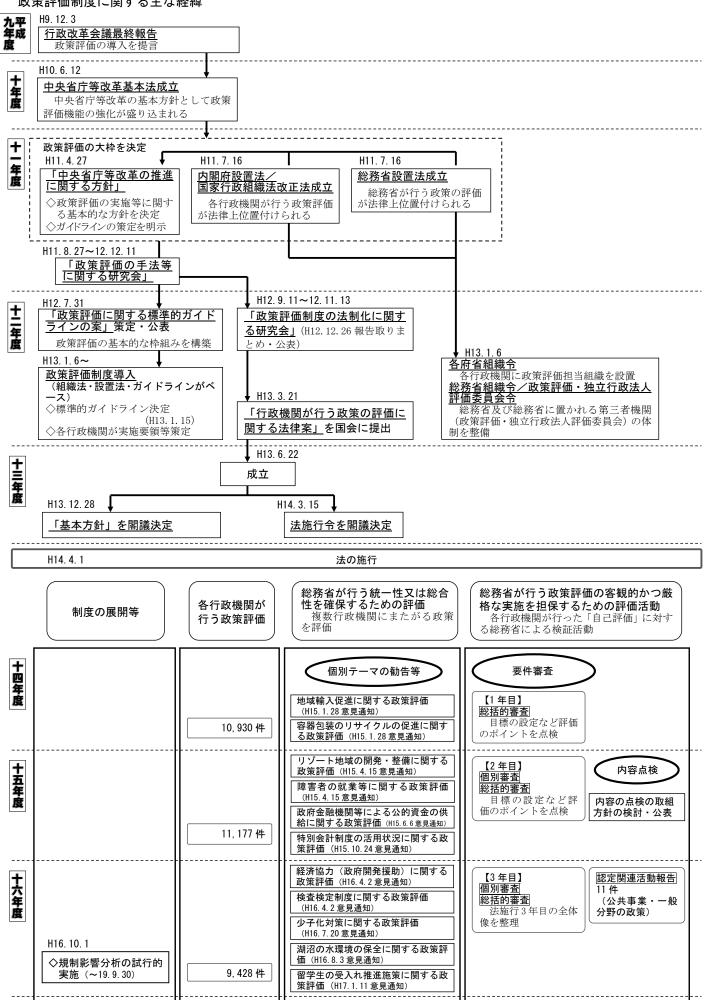
にみると、達成目標は 46.6% (14/30 件)、過去の適用数は 33.3% (9/27 件)、将来の適用数は 36.6% (11/30 件)、過去の減収額は 55.5% (15/27 件)、将来の減収額は 60.0% (18/30 件)、過去の効果は 66.6% (18/27 件)、将来の効果は 93.3% (28/30 件)、他の政策手段は 0.0% (0/30 件) であった。

なお、分析・説明がされていない項目が残っている著しく不十分なものも 15 件あった。 (主な指摘事項)

- ・ 実現すべき達成目標が適切に設定されていない結果、当該措置が政策目的の実現にど のように役に立つのか(措置の必要性)が明確でない。
- 実現すべき達成目標が適切に設定されていない結果、達成目標に対する措置の効果を 把握することができず、当該措置が政策目的の実現にどのように役に立つのか(措置の 必要性)が明確でない。
- ・ 実現すべき達成目標が当該措置の適用期間に比して長期のものであったり、その目標 も他の要因の影響を受けやすいものであるため、当該措置が政策目的の実現にどのよう に役に立つのか(措置の必要性)が明確でない。
- ・ 達成目標の実現にどのように寄与するかについての分析・説明が不十分であり、当該 措置が政策目的の実現にどのように役に立つのか(措置の必要性)が明確でない。
- (注) 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.j p/menu_news/s-news/hyouka_211125000153137.html) 参照

IV 政策評価制度に関する主な経緯

政策評価制度に関する主な経緯



総務省が行う統一性又は総合 性を確保するための評価 総務省が行う政策評価の客観的かつ厳 各行政機関が 格な実施を担保するための評価活動 制度の展開等 複数行政機関にまたがる政策 各行政機関が行った「自己評価」に対す 行う政策評価 を評価 る総務省による検証活動 法施行後3年経過 十七年度 認定関連活動報告 【4年目】 H17. 12. 16 個別審査 23 件 (公共事業・一般分野 モデル事業評価審査 ◇基本方針の改定 総括的審査 の政策) (関議決定) 初めて府省別に整 大都市地域における大気環境の保全 ◇政策評価の実施に関す に関する政策評価 理・分析し、課題を提 9,796件 るガイドライン策定 (H18.3.31 意見通知) 十八年度 認定関連活動報告 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 (公共事業・一般分野 H19. 3. 30 の政策) 少年の非行対策に関する政策評価 府省ごとの課題の ◇法施行令の一部改正 (H19.1.30 意見通知) ◇基本方針の一部変更 改善状況を確認 →事前評価の義務付け対 3,940件 象に規制を追加 H19. 8. 24 【6年目】 認定関連活動報告 十九年度 個別審查 成果重視事業評価審査 ◇行政機関が行う政策 (公共事業•一般分野 の評価に関する法律 の政策) 総括的審査 施行規則の制定 リサイクル対策に関する政策評価 規制の事前評価に ◇「規制の事前評価の実 ついて新たに点検 (H19.8.10 意見通知) 施に関するガイドラ イン」の策定 H19. 10. 1 ◇規制の事前評価の義 務付け開始 H19, 11, 12 ◇平成 19 年度政策評価 PFI事業に関する政策評価 の重要対象分野の選 3,709件 (H20.1.11 勧告) 定等について公表 H20. 11. 26 自然再生の推進に関する政策評価 認定関連活動報告 一十年度 (H20.4.22 勧告) 個別審査 ◇平成 19 年度政策評価 成果重視事業評価審査 (公共事業:平成 の重要対象分野の評 総括的審査 19 年度継続) 価結果等について公 点検項目の重点化 45 件 (公共事業・一般分 ◇平成 20 年度政策評価 外国人が快適に観光できる環境の整 野の政策) の重要対象分野の選 備に関する政策評価 定等について公表 7,088件 (H21.3.3 勧告) H21, 12, 16 配偶者からの暴力の防止等に関する 認定関連活動報告 【8年目】 ◇平成 20 年度重要政策 Ŧ 政策評価 (H21.5.26 勧告) 個別審査 成果重視事業評価審査 4 件 の評価の結果等につ (公共事業:平成 世界最先端の「低公害車」社会の構 いて公表 一年度 20年度継続)35件 築に関する政策評価 規制の事前評価の審査 H22. 1. 12 (H21.6.26 勧告) (公共事業・一般分 総括的審査 規制の事前評価に 野の政策) ◇行政評価機能の抜本 ついて個別に点検 2.645件 的強化ビジョンにつ いて公表 H22. 5. 25 Ŧ 点 検 ◇基本方針の一部変更 ※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理 年度 H22. 5. 28 ◇法施行令の一部改正 ◇「政策評価に関する情 【9 年目】 成果重視事業評価審査 点検 219 件 報の公表に関するガ イドライン」の策定 ◇「租税特別措置等に係 規制の事前評価の点検 82件 る政策評価の実施に 関するガイドライン」 ・租税特別措置等評価について初めて点検 の策定 ・公共事業に係る政策評価の平成 22 年度点 検分について、23年3月に東日本大震災が ◇租税特別措置等の政

価 (H23. 2. 15 勧告)

2,922件

策評価の義務付け開

始

バイオマスの利活用に関する政策評

発生したことを受け、翌年度まで継続して

	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
二十三年度	H24.3.27 ◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正 ◇「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の策定	2, 748 件	児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24.1.20勧告)	【10 年目】 租税特別措置等評価の点検 165 件 規制の事前評価の点検 85 件 公共事業に係る政策評価の点検 (22 年度点検分) 52 件 公共事業に係る政策評価の点検 (23 年度点検分) 11 件
二十四年度	H24.4~ ◇事前分析表及び評価 書の標準様式の導入	2,631件	法曹人口の拡大及び法曹養成制度 の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)	【11 年目】 租税特別措置等評価の点検 163 件 規制の事前評価の点検 35 件 公共事業に係る政策評価の点検 13 件
二十五年度	H25. 4. 26 ◇「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の改正 H25. 8. 5		ワーク・ライフ・バランスの推進に 関する政策評価 (H25. 6. 25 勧告)	【12 年目】 租税特別措置等評価の点検 規制の事前評価の点検 54件 公共事業に係る政策評価の点検 11 件
	◇「租税特別措置等に係 る政策評価の実施に 関するガイドライン」 の改正 H25. 12. 20 ◇「目標管理型の政策評 価の実施に関するガ イドライン」の策定	2, 559 件		
二十六年度	H26.4~ ◇「目標管理型の政策評価」の標準化・重点化の導入	2, 432 件	消費者取引に関する政策評価 (H26.4.18勧告)	【13 年目】 租税特別措置等評価の点検 133 件規制の事前評価の点検 66 件公共事業に係る政策評価の点検 (25 年度点検分) 3 件公共事業に係る政策評価の点検 (26 年度点検分) 18 件
二十七年度	H27. 4. 1 ◇「政策評価審議会」の 発足 →政策評価・独立行政法人 評価委員会を改組	2, 657 件	食育の推進に関する政策評価 (H27.10.23意見通知)	【14 年目】 租税特別措置等評価の点検 93 件 規制の事前評価の点検 54件 公共事業に係る政策評価の点検 8 件
二十八年度		2, 130 件		【15 年目】 租税特別措置等評価の点検 公共事業に係る政策評価の点検 8 件
二十九年度	H29. 7. 28 ◇基本方針の一部変更 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正	2, 126 件	グローバル人材育成の推進に関す る政策評価 (H29.7.14勧告)	【16 年目】 租税特別措置等評価の点検 公共事業に係る政策評価の点検 7件

	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
三十年度			クールジャパンの推進に関する政 策評価 (H30.5.18 勧告)	【17 年目】 租税特別措置等評価の点検 規制に係る政策評価の点検 112 件
		2,670件	農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価 (H31.3.29勧告)	
元令 年和 度			高度外国人材の受入れに関する政 策評価 (R1.6.25 意見通知)	【18 年目】 租税特別措置等評価の点検 規制に係る政策評価の点検 公共事業に係る政策評価の点検
		2, 247 件	女性活躍の推進に関する政策評価 (R1.7.2 意見通知) 地籍整備の推進に関する政策評価 (R1.12.6 勧告)	(30 年度点検分) 30 件 公共事業に係る政策評価の点検 (令和元年度点検分) 12 件
二年度	R3.3.17 ◇政策評価審議会提言 の取りまとめ	2, 076 件	死因究明等の推進に関する政策評価 (R3.3.12意見通知)	【19 年目】 公共事業に係る政策評価の点検 規制に係る政策評価の点検 195 件 租税特別措置等評価の点検 42 件
年度		2, 227 件	外来種対策の推進に関する政策評価 (R4. 2. 15 意見通知)	【20年目】 規制に係る政策評価の点検 156件 租税特別措置等評価の点検 30件